

ハーティプラスメンテナスクラブ会員規約

第一条(会員)

- 会員とは、三菱自動車ファイナンス株式会社（以下「当社」という）が運営する「ハーティプラスメンテナスクラブ」に入会を申込み、当社の入会審査を経た上、当社が入会を認めた方をいいます。
- 次のいずれかに該当する場合、当社は入会を認めないものとします。
 - ①点検整備を希望する車両が、当社が指定する対象車両以外の場合
 - ②入会申込者が、会員規約（以下「本規約」という）のいずれかの条項、または「個人情報の取得・保有・利用・提供に関する同意条項」（以下「本同意条項」という）に同意しない場合
 - ③入会金の支払いがない場合（ただし、キャンペーン等その他の場合を除く）
 - ④入会申込者が、第九条第1項に定める暴力団員等もしくは第九条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第九条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第九条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ⑤その他本規約の内容を履行することが不可能と当社が判断した場合

第二条(会員の権利)

会員は、次条で定める会員証記載の点検整備を受ける権利（以下「本権利」という）を有します。

第三条(会員証)

- 当社は、会員が本権利の真正な権利者であることを確認するものとして、ハーティプラスメンテナス会員証（以下「会員証」という）を発行し、会員へ交付します。
- 会員証には次の事項を記載します。
 - ①会員氏名 ②車両登録番号、車台番号 ③初度登録年月 ④契約番号 ⑤点検名称および点検内容
 - ⑥点検予定日 ⑦点検の有効期限 ⑧メンテナス工場 ⑨その他所定の事項
- 会員は、本権利および会員証（会員証記載の契約番号を含む）を他の者に譲渡、貸与するなど、第三者に転移することはできません。
- 当社は、会員が会員証を紛失する等した場合、当社所定の本人確認を実施し、当該会員が真正な権利者であることを確認した場合、会員証の再発行を行います。
- 当社は、会員以外の第三者が会員証記載の点検整備の実施を要請した場合、これを拒絶することができるものとします。

第四条(本権利の有効期限)

会員は、本権利の有効期限は会員証記載の各点検整備の有効期限までとし、期限を過ぎたものは権利が失効し無効となることに同意します。

第五条(本権利の範囲)

- 本権利の内容は、会員証記載の点検整備に限られます。
- 本権利を受けることができる車両およびメンテナス工場は、会員証に記載された登録番号の車両およびメンテナス工場（以下「指定メンテナス工場」という）に限られます。ただし、指定メンテナス工場は、メンテナス工場の移転、閉鎖等により変更させていただくことがあります。この場合は、次回点検の案内の際に会員に変更後のメンテナス工場を案内するものとします。

第六条(点検整備の実施)

- 会員は、会員証に記載の点検予定日が到来した後、指定メンテナス工場に表記車両を持ち込み、指定メンテナス工場による会員の本人確認手続を経た上で点検を受けるものとし、点検完了後は速やかに車両を引き取るものとします。
- 当社は、入会日より2ヵ月経過後以降の点検時期到来前に会員に対して点検のご案内をします。ただし、入会申込の時期によりご案内できない場合があります。
- 会員証記載の点検整備とともに実施した付帯作業等（会員証に記載されていない点検整備作業）の費用は、会員と指定メンテナス工場との間で別途精算するものとします。

第七条(住所移転)

- 会員が本権利の有効期間中に転居等の理由により、居住地が変更となる場合には、必ず新しい居住地を指定メンテナス工場および当社に連絡するものとします。
- 会員証記載の車両が三菱自動車製車両の場合に限り、会員が本権利の有効期間中に転居等の理由により指定メンテナス工場でサービスを受けることが困難になる場合は、予め指定メンテナス工場を通じて当社に対して文書により移転予定先を通知することで、移転先もしくは最寄りのメンテナス工場にてサービスを継続することができます。
- 会員証記載の車両が三菱自動車製車両の場合、会員は当社が新たに指定するメンテナス工場の中から新たなメンテナス工場を選択し、旧会員証と引き換えに新たな会員証の再発行を受けるものとします。ただし、当社は会員の転居先により新たなメンテナス工場を指定できない場合があります。
- 前項にて当社が新たに指定するメンテナス工場は、三菱自動車工業株式会社が指定する特約販売会社のメンテナス工場に限られます。

第八条(会員の資格喪失)

- 当社は、会員が次の各号の一にでも該当したときは、その会員の会員資格を喪失させることができます。
 - ①本規約の規定に違反したとき
 - ②会員が、第九条第1項に定める暴力団員等もしくは第九条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第九条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第九条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切である場合
- 前項第2号に該当したことにより、会員資格が喪失し（以下会員資格を喪失した者を「会員資格喪失者」という）、会員資格喪失者に損害が生じた場合にも、会員資格喪失者は当社にならぬ請求をしません。また、当社に損害が生じたときは、会員資格喪失者がその責任を負います。

第九条(確認事項)

- 会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為

第十条(退会)

- 会員は、次のいずれかに該当するときは、退会となります。
- ①会員証記載の各点検整備のうち、最終の点検整備の有効期限が満了したとき
 - ②会員証に記載された登録番号の車両が譲渡または抹消されたとき
 - ③会員が転居等により、指定メンテナス工場への車両持ち込みが困難となったとき
 - ④当社が指定するメンテナス工場が移転もしくは閉鎖により、会員が車両の持ち込みをできなくなったとき

第十一条(退会返戻金)

- 会員は、前条各号のいずれかに該当し本権利の有効期間中に退会（以下「中途退会」という）となったときは、点検整備費用のうち期日未到来のもの及び有効期限内に未実施のものについて、当社に払い戻しを請求できるものとします。ただし、入会時に発生する販売会社および当社の手数料は払い戻しの対象とならないほか、事務手数料として2,200円（税込）をお支払いいただきます。
- 会員への中途退会に係る返戻金は、退会の事務手続費用を差し引いたうえ、会員の指定口座への振込みをもって行ないます。
- キャンペーン等により、入会金の支払いなしに入会した場合、中途退会返戻金精算は行わないものとします。

第十二条(管轄裁判所)

本規約について訴訟の必要が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する簡易裁判所において解決するものとします。

《個人情報の取得・保有・利用・提供に関する同意条項》

第一条(個人情報の取得・保有・利用・委託)

- 申込人は、三菱自動車ファイナンス株式会社（以下「当社」という）が運営する「ハーティプラスメンテナスクラブ」への入会の申込において適用されるハーティプラスメンテナスクラブ会員規約（以下「本規約」という）の履行および管理のため、以下の情報（以下これを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で取得、利用することに同意します。
 - ①当社若しくは委託先に対し、申込時または諸変更届出時に、記載または通知した、申込人の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号
 - ②本申込に関する申込日、商品区分、商品種類、入会金、対象車両、点検入庫予定
 - ③本申込に関する点検内容（点検予定日、点検名称、点検実施日、点検回数、点検実施状況）
 - ④申込人が解約手続にて当社へ申告した銀行口座情報
- 申込人は、当社が当社の事務（コンピューター事務、会員証発行・送付事務およびこれに付随する事務等）を第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、前項により取得した個人情報を当該業務委託先に委託することに同意します。

第二条(個人情報の利用)

申込人は当社が下記の目的のために前条第1項により取得した個人情報を利用することに同意します。

- ①本規約に関連するアフターサービスのために利用する場合
- ②当社の自動車整備事業における市場調査、商品開発のために利用する場合

第三条(提携会社等への個人情報の提供、利用)

申込人は当社が個人情報の保護措置を講じた上で、次の各号の提携会社に対して、第一条第1項により取得した個人情報を提供し、当該提携会社が下記の目的のためにこれを利用することに同意します。

- ①三菱自動車工業株式会社
〒108-8410 東京都港区芝浦3-1-2 1
ホームページアドレス <https://www.mitsubishi-motors.co.jp>
 - ⅰ. 自動車の製造および販売事業における商品、役務等の市場調査並びに商品開発のために利用する場合
 - ⅱ. お客様満足度向上のためのアンケート調査実施のために利用する場合
- ②本申込時に申込書に記載された販売会社
 - ⅰ. 本規約の履行および管理のため、または商品等に関するご案内に利用する場合
 - ⅱ. 自動車の販売事業における営業案内、お客様満足度向上のためのアンケート調査実施のために利用する場合
- ③前各号以外の当社よりハーティプラスメンテナスの点検整備を受託している会社
 - ⅰ. 本規約の履行および管理のため、または商品等に関するご案内に利用する場合

第四条(法令等に基づく個人情報の提供)

申込人は当社が各種法令の規定による場合またはそれに準ずる公共の利益のため必要であると当社が判断した場合、第一条第1項により取得した個人情報を第三者に提供することに同意します。

第五条(個人情報の開示・訂正・削除)

- 申込人は当社および第三条に記載する提携会社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。ただし、その場合、本人であることの証明のため、当社もしくは提携会社が要求する書類（運転免許証等）、またはその写しを提示しなければなりません。
- ①当社に開示を求める場合には、第八条記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類（印鑑証明書等）、手数料等）の詳細についてお答えします。
- ②提携会社に開示を求める場合には、次の連絡先に連絡してください。
 - ⅰ. 三菱自動車工業株式会社に開示を求める場合には、第三条1号記載の連絡先
 - ⅱ. 販売会社等に開示を求める場合には、本申込書記載の連絡先
- ③開示請求により、万一当社の保有する個人情報の内容が事実でないことが判明した場合、当社は速やかに当該情報の訂正または削除に応じるものとします。
- ④前項の場合、当社は情報提供した提携会社に対しても速やかに訂正または削除を依頼するものとします。

第六条(本同意条項に不同意の場合)

当社は申込人が本申込に必要な記載事項（本申込書に申込人が記載すべき事項）の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、ご入会をお断りすることがあります。

第七条(利用、提供中止の申出)

第二条および第三条による同意を得た範囲内で当社が個人情報を利用、提供している場合であっても、申込人から中止の申出があった場合は、当社は、それ以降の当社での利用、提携会社への提供を中止する措置をとります。ただし、本申込に関する点検内容並びに第四条に基づく提供については、中止の申出はできないものとします。

第八条(個人情報の取り扱いに関する問合せ等の窓口)

個人情報の開示、訂正、削除についての申込人の個人情報に関するお問合せや利用、提供中止の申出等に関しましては、下記の窓口までお願いします。

三菱自動車ファイナンス株式会社 個人情報保護部会事務局長
〒108-8407 東京都港区芝浦三丁目1番21号 田町ステーションタワーS 29階
TEL 03-6722-5112
ホームページアドレス <https://www.mmc-dia-finance.com>

第九条(本同意条項の変更)

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。